

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課）

項 目 名	新品種の育成・普及に向けた農研機構の業務追加等に伴う税制上の所要の措置		
税 目	複数税目		
要 望 の 内 容	気候変動の影響等が深刻化する中、食料の安定供給に向け優良品種の迅速な育成・普及を促進するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下農研機構という。）の業務に、新品種の育成を担う対象者に設備等を供用する業務の追加等を予定しているところ。 農研機構は、農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、国内の農業等に関する技術の向上に寄与すること等を目的とした公共法人であり、高い公共性・公益性を有する事業については、各税法において、税制上の優遇措置が講じられている。 今般検討中の業務追加後においても、農研機構が行う事業の性質は変わらないことから、業務追加に必要な法制度の制定等を前提に、引き続き税制上の優遇措置を継続すること等を要望する。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 食料の安定供給に向けて、農研機構はもとより、都道府県試験場、大学、民間の研究機関等が一体となって品種開発体制を強化することで、社会課題の解決に資する優良な品種の開発及び普及を迅速化する。 (2) 施策の必要性 優良な品種の開発及び普及を実現させるためには、開発段階から産学官連携を強化し、政策ニーズに対応しつつ実需者や生産者のニーズに応じた品種開発を進めることが必要であるため、農研機構が有する先端的な設備等を有効活用することで、都道府県や民間等との連携を円滑化する必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—